

## 鬼北町自家用電気自動車導入費補助金交付要綱

令和7年6月17日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、自家用電気自動車の導入を支援することにより、地球温暖化対策の推進、災害レジリエンスの向上及び町民の環境保全に対する意識の高揚を図り、環境に調和した低炭素なまちづくりを推進していくため、電気自動車を導入した者に対して、予算の範囲内において鬼北町自家用電気自動車導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用電気自動車 自家用の電気自動車（EV）をいう。
- (2) 電気自動車（EV） 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいい、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。）をいう。

(交付の対象及び条件)

第3条 補助金の交付対象となる電気自動車は、当該補助金の申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象の電気自動車であること。
- (2) 四輪の自家用電気自動車で、使用の本拠の位置を鬼北町内に設定して初度登録し、又は初度検査したものであること。
- (3) リース若しくは残価設定型クレジットにより導入した車両又は中古車でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において、鬼北町の住民基本台帳に記載されている個人である者
- (2) 世帯員全員が町税等を滞納していない者であること。
- (3) 電気自動車の購入者であり、申請車両の自動車検査証の所有者又は使用者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象車両1台につき、20万円とする。

2 補助金は、同一会計年度内において、1人当たり1回限りの交付とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象の電気自動車の初度登録日又は初度検査日から起算して1年以内に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の本体価格が分かる書類の写し（売買契約書、注文書等）
- (2) 補助対象車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (3) 補助対象車両の車両写真（車両全体及びナンバープレートが確認できるカラー写真）
- (4) 申請者の住民票（発行後3箇月以内のものに限る。コピー不可）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、先着順に受け付けるものとし、補助総額が予算額に達した際には受付を終了する。  
（手続の代行）

第7条 申請者は、前条に規定する申請に係る事務手続について、補助対象車両を販売する者に代行させることができる。

（補助金交付額の決定及び通知）

第8条 町長は、前2条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金交付額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金の交付が不適当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者は、町長に補助金交付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった車両を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ町長に処分承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、処分承認・不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により処分を承認するときは、補助金の交付を受けた者に補助金の額に相当する額の返還を命じることができる。ただし、補助金の交付を受けた者の責めによらない事由により処分する場合その他町長が特に認めたときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の承認を受けずに補助対象車両を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が取り消す必要があると認めたとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(定期報告)

第13条 町長は、補助金を交付した者に対し、補助対象車両の使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以後に初度登録又は初度検査を行った補助金の交付対象となる電気自動車について適用する。